○御前崎市結婚新生活支援補助金交付要綱

（平成29年3月24日告示第47号）

改正　平成30年3月13日告示第30号　平成31年3月27日告示第44号
令和2年3月25日告示第58号

（趣旨）

第1条　この告示は、低所得者の婚姻に伴う新生活に係る支援を行うことにより、地域における少子化対策の強化を図るため、新規に婚姻した世帯に対し、御前崎市結婚新生活支援補助金を交付することについて、御前崎市補助金等交付規則（平成16年御前崎市規則第37号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　新婚世帯　令和2年1月1日から令和3年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦

(2)　住居費　令和2年1月1日から令和3年3月31日までの間の、結婚に伴い新たに物件を購入又は賃借する際に要した費用（物件の購入費、賃料、敷金、礼金、共益費又は仲介手数料）。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当の額を除く。

(3)　引越費用　令和2年1月1日から令和3年3月31日までの間の引越業者又は運送業者への支払その他の引越しに係る実費をいう。

（補助対象世帯）

第3条　補助の対象となる新婚世帯は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている世帯とする。

(1)　所得証明書に記載する、平成30年1月1日から平成30年12月31日までの間の夫婦の所得を合算した金額が340万円未満である世帯。ただし、次のアからイに該当する場合は、それぞれに記載する計算方法により算出する。

ア　給与所得者である夫婦の双方又は一方が婚姻を機に離職し、申請時において無職の場合は、所得なしとする。

イ　貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合は、所得証明書を基に算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額

(2)　夫婦共に婚姻日における年齢が34歳以下である世帯

(3)　対象となる住居が御前崎市内にあり、夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること。

(4)　他の公的制度による家賃補助を受けていないこと。

(5)　過去にこの告示に基づく補助を受けたことがないこと。

（補助金の額等）

第４条　補助金の額は、住居費と引越費用を合わせた額を対象とし、１世帯当たり 30 万円を上限とする。

2　前項に規定する補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第５条　補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、特別の理由があると市長が認める場合は、この限りでない。

(1)　提出書類

ア　住民票の写し

イ　戸籍抄本又は婚姻届受理証明書

ウ　所得証明書

エ　貸与型奨学金の返還額がわかる書類

オ　物件の売買契約書（住居費における購入の場合）

カ　物件の賃貸借契約書（住居費における賃貸借の場合）

キ　賃料等の領収書又は支払額が確認できる書類（住居費における賃貸借の場合）

ク　住宅手当支給証明書（様式第２号）（住居費における賃貸借の場合）

ケ　引越しに係る領収書（引越費用）

コ　宣誓書（様式第３号）

サ　その他市長が必要と認める書類

(2)　提出期限

令和３年３月 31 日まで

（交付の決定）

第６条　市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その可否について交付決定通知書（様式第４号）又は不交付決定通知書（様式第５号）により申請者に通知するものとする。

（変更の承認申請）

第７条　申請内容に変更の承認を受けようとするときは、変更交付申請書（様式第６号）に第５条第１号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

（変更の承認）

第８条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、変更交付決定通知書（様式第７号）により通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第９条　市長は、第６条又は前条による交付の決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　虚りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
(2)　補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
(3)　その告示に違反する行為があったとき。

(補助金の請求)

第10条　補助対象者は、第6条又は第8条による交付決定を受けたときは、請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第11条　補助対象者は、市長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(報告等)

第12条　市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、補助対象者に対して、報告又は書類の提出を求めることができる。

2　補助対象者は、前項の報告又は書類の提出を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(その他)

第13条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

(施行期日)

1　この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2　この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第6条又は第8条による交付の決定を受けた者に対するこの告示の規定の適用については、この告示失効後も、なお効力を有する。

附　則(平成30年3月13日告示第30号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附　則(平成31年3月27日告示第44号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附　則(令和2年3月25日告示第58号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

結婚新生活支援補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第5条関係)

住宅手当支給証明書

［別紙参照］

様式第3号(第5条関係)

宣誓書

［別紙参照］

様式第4号(第6条関係)

結婚新生活支援補助金交付決定通知書

［別紙参照］

様式第5号(第6条関係)

結婚新生活支援補助金不交付決定通知書

［別紙参照］

様式第6号(第7条関係)

結婚新生活支援補助金変更交付申請書

［別紙参照］

様式第7号(第8条関係)

結婚新生活支援補助金変更交付決定通知書

［別紙参照］

様式第8号(第10条関係)

結婚新生活支援補助金請求書

［別紙参照］